

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

MegaChips Corporation

最終更新日: 2015年6月29日

株式会社メガチップス

代表取締役社長 高田明

問合せ先: 管理統括部 広報部 広報課

証券コード: 6875

<http://www.megachips.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、独創的なハイテク技術をもって社会の期待に誠実に応え、社会的信頼を得ることが当社グループの継続的な成長をもたらすものと経営陣をはじめ従業員が認識し、そのために、法令遵守、重要情報の適時開示、独自技術を駆使した良質な製品開発、徹底した品質管理、環境保全等の社会的責任を確実に果たします。

このため、経営の透明性と客観性、取締役並びに執行役員の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と直接利害が関係しない社外取締役及び社外監査役を複数名選任し、社外の観点から業務執行の監視を行います。

代表取締役は、健全な企業風土を根づかせるために、その重要性と精神を繰り返し社内組織全体に伝えることで、コンプライアンスが企業活動の前提であることを徹底するとともに、監査及び内部監査システムの環境整備に常に取り組み、それらの機能を強化することで、適正な監査が行われる社内環境を作り出します。

当社では、社内のルールである「取締役規程」の前文として以下の項目を設け、各取締役が順守すべき事項としております。

イ. 会社は、株主の出資とリスクの負担のもとで、全ての株主の利益を追求する組織である。会社は労働と資本の提供を受け、事業を遂行し、価値を創造する存在である。会社はさまざまなステークホルダーの協働システムであり、良き会社は、効率的に価値を創造することで株主価値の最大化を実現するとともに、従業員を豊かにし、他のステークホルダーの信頼をも高め、豊かな社会の創造に貢献する。

ロ. 良き会社には良きガバナンスが不可欠である。会社は法律的にも経済的にも株主の所有物であり、株主がガバナンスを有していても、会社が貴重な経済資源を利用する以上、経済性や効率性を無視した経営はできない。会社には一定の規律が要求され、それを担保するために「透明性」が重視され、その経営が衆目の監視の下に置かれることが望ましい。

ハ. 事業を行う経営者がその規律を反映した経営を行わなければ、会社はその役割を果たすことができない。会社制度の本質と意義を十分理解し、高邁な精神と卓越した見識をもって、株主の観点からも判断ができる独立した取締役が必要である。独立した取締役の意見に耳を傾け、経営者が会社を経営するという方式を確立する。これが社外取締役を招聘する理由である。

二. 各取締役は、会社が効率的経営及び健全な経営を行うためのコーポレート・ガバナンスの体制を整備し、違法経営を行う。また、利益率の高い経営の実現と、透明性の確保を目的とする社内のルール化と、その実施、評価を行う体制の整備に努める。

ホ. 株主からの資本を預かり、執行役員が進める業務執行を管理監督する取締役と、取締役会で選任された執行役員が取締役会の決定した経営方針に添った業務執行を行うこととし、取締役会は経営のモニタリング機能と位置づける。

ヘ. あらゆる法令やルールを順守し、社会規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行するとともに、国際社会に通用する高い倫理観を備えた良き企業市民としての使命感をもち、内外の経済・社会の発展に貢献する。正確な経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く社会とのコミュニケーションを図り、社会に評価される透明な経営に徹する。

ト. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力へは断固とした姿勢で対応し、決して妥協しない。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社メガチップス	1,689,450	7.03
有限会社シンドウ	1,239,800	5.16
株式会社シンドウ・アンド・アソシエイツ	1,239,800	5.16
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,171,892	4.88
松岡茂樹	810,000	3.37
進藤晶弘	718,644	2.99
進藤律子	702,600	2.92
株式会社三菱東京UFJ銀行	487,700	2.03
松井典子	447,348	1.86
青木未佳	424,848	1.77

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 <small>更細</small>	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	更新 9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	更新 3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	更新 2名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
赤星 慶一郎	他の会社の出身者										
游 敦行(いう どうん しん)	他の会社の出身者					○					
富永 千里	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
赤星 慶一郎	○	—	赤星慶一郎氏は、立石電機株式会社(現オムロン株式会社)に入社以降、経営企画、経営戦略、事業統括などの業務を歴任され、オムロンヘルスケア株式会社の代表取締役社長、オムロン株式会社の取締役副社長として企業経営にも携わりました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。 赤星慶一郎氏の独立性については次のとおりであり、社外取締役として高い独立性を有していると認識しております。(a)当社取締役の配偶者、3親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。(b)当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。(c)当社または当社の特定関係事業者

			から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、今後もその予定はございません。
			また、赤星慶一郎氏は、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社における実質的な独立性の判断を満たすことから、独立役員として適任であるものと判断し、本人の同意を得て独立役員として指定しております。
游 敦行(いう どうん しん)	○	游敦行氏は、当社との間で製造委託契約を締結しているMacronix International Co., Ltd.の上席副社長であり、当社は同社の主要取引先であります。	游敦行氏は、半導体の設計エンジニア・設計マネージャーなど一貫して半導体開発に携わる一方で、当該技術を活かした会社を起業し、社長として日米大手半導体企業向けの販路を獲得、Macronix International Co., Ltdにおいては、上席副社長として同社の立ち上げから現在に至るまで経営に深く携わっております。技術者並びに企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 [更新](#)

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 [更新](#)

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	2	2	1	0	2	その他

補足説明 [更新](#)

報酬委員会は当社の社内役員2名、社外役員3名で構成され、定められた基準をもとに、取締役・執行役員各々の適切な報酬について検討し、取締役会に答申しております。議長は委員の互選により指名しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

毎期初において、監査役は会計監査人と監査計画、監査方針について協議を行っております。適時実施される監査等の手続に関しては、会計監査人からのコミュニケーションにより、その手続の方法、結果及び評価について定期的に意見の交換を行っております。また、監査役は業務監査の主管部門である内部監査部門と密に連携し、監査役監査の充実を図っております。

さらに、社外取締役及び社外監査役は、定期的あるいは隨時に設けられる内部監査部門との会合に出席し、内部統制の実施状況等の報告を受け、それに対する助言を行うなどの相互連携により、監査の充実を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中西 藤和	他の会社の出身者	●												
小原 望	他の会社の出身者									○				
北野 敬一	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中西 藤和		中西藤和氏は、当社の創業者である進藤晶弘氏(現在は会長職。但し、取締役ではありません。)の義兄であります。	中西藤和氏は、松下電工株式会社(現 パナソニック株式会社)等において経営に携わっており、これらの貴重な経験と知識を活かし、経営全般へ助言をいただくことで、当社の監査体制がさらに強化できるものと判断し、社外監査役に選任しております。 なお、中西藤和氏の当社の監査役としての在任年数は11年であります。

		の配偶者、3親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。(b)当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となつたことはありません。(c)当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、今後もその予定はございません。
小原 望	小原望氏は小原法律特許事務所所長であり、当社と同事務所は顧問契約等の取引関係があります。	小原望氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で他の会社の経営に関与されたことはありませんが、弁護士、弁理士としての専門的な知識・経験等を活かし、当社の知的財産戦略、法令遵守をはじめ経営全般へ助言をいただくことで、当社の監査体制がさらに強化できると判断し、社外監査役に選任しております。 なお、小原望氏の当社の監査役としての在任年数は18年であります。
北野 敬一	――	小原望氏の独立性については次のとおりであり、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。(a)当社取締役の配偶者、3親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。(b)当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となつたことはありません。(c)当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、今後もその予定はございません。 北野敬一氏の税理士としての専門的な知識・経験等を活かし、当社の税務・会計業務をはじめ経営全般へ助言をいただくことで、当社の監査体制がさらに強化できると判断し、社外監査役に選任しております。 なお、北野敬一氏の当社の監査役としての在任年数は13年であります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は取締役へのインセンティブ付与に関する施策は実施しておりませんが、役員報酬のうち役員賞与において業績評価を反映しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

事業報告においては、全取締役の総額を開示し、その内訳として社外取締役の総額を開示しております。有価証券報告書においては、社外取締役を除く取締役の総額並びに社外役員(社外取締役及び社外監査役)の総額をそれぞれ開示しております。
なお、2015年3月期における取締役の報酬等の総額は、取締役8名で221,844千円(うち社外取締役は2名で22,000千円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役及び監査役の報酬等は、競争力の源泉である優秀な人材を保持・獲得できる水準を勘案し、当社グループの企業価値の増大及び業績の向上へのモチベーションを高めることを重視した報酬体系としております。具体的には、取締役及び監査役の報酬はそれぞれ定額報酬及び役員賞与で構成しており、役員賞与は当社グループの各事業年度の連結当期純利益の5%を上限として原資を決定いたします。定額報酬及び役員賞与の個別支給額については、取締役及び監査役それぞれ以下の基準により決定しております。

a. 取締役の報酬に関する方針

取締役の報酬は、主に社外役員で構成される報酬委員会において検討した後、取締役会に答申し決定しております。定額報酬については各取締役の役職や勤務形態(常勤・非常勤)に応じて、業務遂行の困難さや責任の重さ並びに世間相場等を考慮して決定した額を、役員賞与については各取締役の責任遂行状況を加味したうえで配分を審議し決定した額をそれぞれ支給しております。

b. 監査役の報酬に関する方針

監査役の報酬は、定額報酬については勤務形態(常勤・非常勤)や各監査役の職責に応じて定められた額を、役員賞与については勤務形態(常勤・非常勤)や各監査役の職責に応じて配分した額をそれぞれ支給しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

人事総務部門を取締役会事務局として、会議資料の取りまとめ及び事前配布を行い、会議において効率的に審議を行うことができる体制を整えております。また、同部門に社外役員との連絡を行う秘書役を置き、社外役員が取締役会に出席することができるようスケジュールの調整を行う体制を整っております。一方、緊急事態の発生時に備え、社外役員も含めた緊急連絡網を整備し情報の流通路を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社は監査役会設置会社であり、取締役は9名(うち社外取締役3名)、監査役は4名(うち社外監査役3名)であります。取締役会は、経営戦略の決定及び業務監督機関として位置付け、責任を持った意思決定が少数の取締役で迅速に行える体制を整備しております。また、意思決定・監督と業務執行の分離により取締役会の活性化を図るため、執行役員制度を導入しております。

監査役は、取締役会における経営の基本方針、会社の重要な事項の決定並びに業務執行状況を監督し、監査役会において業務執行における法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに適法性を監視しております。各監査役は役割分担を協議により決定し、法務・知財・税務・財務・経営全般をそれぞれの役割として、専門的な見地からも監査を行っております。

当社においては、取締役、執行役員、常勤監査役などで構成されるビジネスレビュー会議を設置しており、取締役会で意思決定される事項の審議、各事業部門の詳細な業務執行状況の把握と監視及び業績管理等を行っております。

業務執行・監督機能の充実に向けた取り組みとして、経営の透明性と客観性、取締役並びに執行役員の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と直接利害が関係しない社外取締役3名並びに社外監査役3名を選任しております。取締役会においては、この高い独立性を有する社外取締役並びに社外監査役が、外部の観点からも意見を述べることで、業務執行の監視の充実を図っております。

その他各種委員会等の設置状況については、「IV 内部統制システム等に関する事項 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」をご参照ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

当社に相応しい内部統制システムのもとで、法令遵守、透明性、公平性、スピードを確保したガバナンス体制の整備に努めてまいりました。現状のガバナンス体制においては、高い独立性を有する社外取締役並びに社外監査役が、その客観的かつ中立的な視点から、経営に対する監査・監督機能を強化する体制を整えており、経営に対する十分な監査・監督機能を備えているものと認識しております。

業務執行・監督機能の充実に向けた取組状況については、「IV 内部統制システム等に関する事項 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」をご参照ください。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	総会開催日の3週間前に招集通知・株主総会参考書類を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる株主総会集中日の数日前に定時株主総会を開催することとしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	各四半期決算及び年次決算公表後に、アナリスト、ファンド・マネージャー等機関投資家向けの会社説明会を実施しております。また、各決算公表後、個別に訪問し、事業の状況等を説明する機会を設定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、わかりやすく会社を説明する冊子(MCCIR)をホームページに掲載しております。また、決算発表後に業績結果を踏まえた現状についての総括を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理統括部 広報部に、専任の課長1名及び担当者3名の人員で構成される広報課を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「内部統制システムの基本方針」「コンプライアンス規程」「コンプライアンス委員会規程」等において、法令を遵守した社内体制の整備を行い、コンプライアンスの重要性を社内に浸透させ、誠実に適時適切な情報開示を行うことを徹底することにより、会社を取り巻くステークホルダーの尊重を図ることとしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、より豊かな未来社会を実現するために地球環境保全を推進することが必要不可欠であると考え、「環境と経営の共生」を実現することで、地球環境に貢献することを目的に、国際規格ISO14001に準拠した環境マネジメントシステムを構築しています。 製品の低消費電力化、小型化などに取り組む「環境配慮、高循環型製品づくり」、当社独自のグリーン調達ガイドラインに基づく「環境負荷化学物質の削減、グリーン調達」、事業所内での省エネルギー、省資源に取り組む「エコオフィス活動の推進」、コンプライアンスとしての「法令、その他要求事項の順守」の環境方針のもと、環境保全活動に取り組んでいます。
その他	また、当社では、国籍・年齢・性別に関係なく実力に基づいて職務と役割を付与しております。女性の役員としては、社外取締役1名を選任しております。女性で実力がある社員は、リーダーや管理職にも積極的に登用しており、今後も継続してまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

〔内部統制環境の整備〕

当社グループは、独創的なハイテク技術をもって社会の期待に誠実に応え、社会的信頼を得ることが当社グループの継続的な成長をもたらすものと経営陣をはじめ従業員が認識し、そのために、法令遵守、重要情報の適時開示、独自技術を駆使した良質な製品開発、徹底した品質管理、環境保全等の社会的責任を確実に果たします。

このため、経営の透明性と客觀性、取締役並びに執行役員の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と直接利害が関係しない社外取締役及び社外監査役を複数名選任し、社外の観点から業務執行の監視を行います。

取締役会は内部統制システムの基本方針を定め、取締役は内部統制の実施状況を、定期的に、かつ必要に応じて随時報告を行い、また報告の指示を行いそれを監督します。業務執行においては、社内ルールの整備及び運用面における内部監査体制の充実など具体的な施策を実行し、以下のようなコーポレート・ガバナンス重視の経営を進めます。

代表取締役は、取締役会が決定した内部統制システムの基本方針に基づく内部統制システムの整備、運営及び監督に責任を負い、法令の求めるところによりステークホルダー等に報告を行います。

〔内部統制及びその目的〕

当社グループの内部統制システムとは、法令で要請されている次の4つの目的「業務の有効性と効率性を高めること」「財務報告の信頼性を確保すること」「法令・定款等の遵守を徹底すること」「資産の保全を図ること」を実現するために、「統制環境」「リスク評価と分析」「統制手段」「情報の伝達」「監視活動」「ITの活用」を構成要素として、当社において定めるものであり、当社並びに連結決算の対象となる会社の全ての役員・従業員によって履践されるべき、当社グループの全ての業務に組込まれたプロセス及びそのプロセスを包含する仕組み全体を総称します。

〔ガバナンス体制の確立について〕

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役は、健全な企業風土を根づかせるために、その重要性と精神を繰り返し組織全体に伝えることで、コンプライアンスが企業活動の前提であることを徹底するとともに、監査及び内部監査システムの環境整備に常に取り組み、それらの機能を強化することで、適正な監査が行われる社内環境を作り出します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社においては、取締役・執行役員の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、全社的に統括する責任者を取締役または執行役員の中から選任し、社内の文書保存に関する規程を定めた「文書管理規程」並びに「文書管理及び運用標準」に基づいて、役員並びに従業員の業務執行状況が確認できる必要な情報を文書または電磁的媒体に記録します。役員並びに会計監査人は、常にこれらの文書を閲覧することができるものとします。

健全な内部環境のために、内部統制を統括する組織を設置し、コンプライアンス担当部門による規程・標準の整備、社内研修の実施を推進します。また、内部監査部門はコンプライアンス担当部門と連携し、社内のコンプライアンスの状況を監査します。これらの活動は監査役とともにを行い、その結果等は代表取締役に対し文書で直接報告します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織全体に亘る経営に重大な影響を与える可能性のあるリスクを、適時適切に認識し、評価、対応するために、リスクの発生可能性に応じて、対応するリスクの順序付けを行い、これに従って内部統制システムの整備・運用を行うことで、事業遂行上のリスクに対処します。

リスクの把握、評価及び対処を行うために、対処すべきリスクの明示、危機管理のための手順の策定、その監視体制の整備、並びにこれらが有効であることを確認するための評価を定期的に行います。また、組織全体のがガバナンス体制構築のため、諸規程の整備、社内情報経路の確保、内部監査を通じたリスクの把握と改善を請け及び評価を行います。

経営に重大な影響を与える危機が発生したときの、迅速かつ適切な情報流通の仕組みを整備します。また、通常の業務報告経路とは別に通報者の保護を確保した内部通報制度を整備します。

イ. コンプライアンス、環境問題、災害対応、品質管理、情報セキュリティ、個人情報保護については、それぞれ所管部門において、社内のルール、マニュアルの作成、社内への周知等を行います。また、新たに対応するリスクについては、速やかに対応責任者、責任部門を決定することとします。

ロ. 「損失管理規程」を定め、リスクカテゴリーごとの責任部門を定めます。

ハ. 内部監査部門は、各部門のリスク管理状況を監査し、そこに常勤監査役が立ち会うことで、速やかにリスクの把握と対処ができる体制を整えます。また、内部監査の結果、レビュー結果、改善要求への対応については、定期的に代表取締役に直接報告します。代表取締役は必要に応じてさらなる対策を指示します。

二. 法務部門をコンプライアンス・リスクマネジメント部門と位置付け、各部門の日常的なリスク管理の状況を把握するとともに、迅速かつ適切な情報伝達と緊急時の体制を整備します。

ホ. 従業員が、会社に発生する(あるいは発生する可能性が高い)リスク、または、役員や従業員による不正行為、法令上疑義のある行為等を見たときに、通常の業務報告経路を通さず直接的に、かつ匿名で情報提供を行うための制度として、内部通報制度を導入します。当該制度は「内部通報制度運用規程」に基づいて運用しており、同規程において、通報者に対する不利益取扱いを禁止します。

ヘ. 法令違反の疑義のある行為等の報告・通報を受けたときは、コンプライアンス委員会において内容を調査し、再発防止策を関連部門と協議の上決定し、全社的に再発防止策を実行することとします。また、重要性の高い問題は、取締役会並びに監査役会に報告します。

ト. 従業員の法令、定款違反行為については、コンプライアンス委員会から人事部門に処分を求めることがあります。また、取締役及び執行役員の法令・定款違反については、コンプライアンス委員会から取締役会に具体的な処分を答申し決定します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務執行ラインにおいては、統制と監視の適切な整備と体制作りを行います。これは「業務分掌・権限規程」「稟議規程」「会議体規程」等に従い、職務の執行の効率化を推進しつつ、すべての職務権限及び意思決定が、社内のルールに基づいて、適正かつ効率的に行われる組織の整備を行いうものとします。

イ. 代表取締役は、当社の「経営理念」「経営原則」「行動指針」「運営基本方針」「自立3原則」を常に社内に説くことで、これらの組織全体への浸透を図ります。

口、代表取締役は、役員と従業員が共有する全社的な目標を年度経営計画として毎年定め、同時に3ヵ年の中期経営計画を毎年ローリングするとともに、これらの目標の組織全体への浸透を図ります。

ハ、取締役会では、毎月及び四半期ごとに結果報告を受けてレビューを行います。計画達成または未達の要因分析・改善策については、各事業責任者より報告が行われます。また、次に打つべき手を検討し、目標達成に向けた議論を行い、これを実行するサイクルを確立します。そして必要に応じて目標または計画を修正します。

二、代表取締役は、中期経営計画を具体化するため、毎期、事業部門ごとの業績目標と予算を策定します。この中に、研究開発、新規事業施策、人材採用計画など、中期経営計画達成に向けた施策を盛り込み、それぞれに必要な人的、資金的な経営資源の配分を決定します。

ホ、各事業部門を担当する執行役員は、各事業部門が実施すべき具体的な施策及び権限の配分を含め、業務が効率的に遂行できる組織運営を行います。

ヘ、広報部門は、当社グループの目標、経営実績、経営計画及び新たに開発した技術等の会社情報を適時・適切に開示するとともに、投資家その他のステークホルダーに対し会社の状況の理解を促進します。また、代表取締役は会社のスポークスマンとなり、率先して会社の広報・IR活動にあたります。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務執行ラインから独立した監視機能を充実させるため、独立性・倫理性の高い監視システムが機能する組織体制を整備します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役・監査役会を補助すべき事務局等の確保については、内部監査実施前にその処遇を含め、事前に協議を行うこととします。

また、常勤監査役が会社全体に係る重要な会議に出席し、意見を述べる機会を十分確保します。監査役が必要と判断したときに、会社の費用により会計監査または外部の専門家と協議を行うなど、適時適切な助言を得る機会を確保することで監査業務を遂行します。このため、監査役の職務を補助すべき使用者は常設しないこととします。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から監査業務または内部監査に必要な命令を受けた従業員は、その命令に対しては、当該命令の要因となる当事者に関する取締役または執行役員の指揮命令を受けないこととします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員または従業員は、法定の事項に加え組織全体に重大な影響を及ぼす事項(可能性のある事項も含む)、内部監査の実施状況、コンプライアンス活動の推進状況及びその内容を、速やかに監査役会に報告することとします。

監査役会に報告すべき事項は、「取締役、執行役員または従業員の法令、定款違反事項」「ビジネスレビュー会議で決定される会社経営に関する重要な事項」「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項」「毎月の営業報告における重要な事項」「内部監査の状況及びリスク管理に関する重要な事項」「内部通報制度の通報状況」「この他、コンプライアンス上重要な事項」とします。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役、会計監査人それれど、定期的に意見交換を行うこととします。会社は、監査役が執行役員から各担当業務の執行状況を、隨時必要に応じて個別に聴取する機会を確保します。

10. 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制システムの適用範囲には、連結決算の対象となる会社を含めるものとし、グループ全体の業務の適正化を図ります。各子会社は業務執行状況、財務状況等を定期的に当社に報告し、当社のビジネスレビュー会議、取締役会で業務の適正性を確認します。

また、内部監査部門が定期的に監査を実施し、必要に応じてコンプライアンス委員会と情報交換を行うことにより、コンプライアンス上の問題や職務執行の効率性の観点からの問題の把握に努めます。

[適用範囲]

当社並びに連結決算の対象となる会社全てを適用範囲とします。

[統制の内容]

・ルールに基づく業務執行

透明性と公平性の確保に関しては、その原点にルール(規程・規則・標準)による運営を掲げ、当社の企業運営の最上位に位置付けるとともに、取締役、執行役員、従業員は共通のルールを例外なく守り企業運営を行なうことを徹底し、ルールが当社の運営を統治統制するものであるという価値観の浸透に努めます。

・企業倫理の遵守

当社は、高潔な倫理観と人間の道徳に従ったコンプライアンス(法令遵守)経営が極めて重要なものであると考えており、「コンプライアンス規程」を制定し、これを人材教育の一環として社内教育活動を通じて継続的に啓蒙します。また、経営陣の価値観や経営倫理を繰り返し説くことで、組織全体へのコンプライアンス重視の意識浸透を図ります。

・会計監査人、税務申告

当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人により、会社法、金融商品取引法等に基づく監査を受けるものとします。また、税務関連業務については、適切な外部専門家に税務申告業務についてアドバイスを受けるものとします。

・取締役会

取締役会規程により、原則として毎月1回取締役会を開催し、経営戦略の決定及び業務監督機関として位置付け、責任を持った意思決定が少数の取締役で迅速に行える体制を整備します。

・ビジネスレビュー会議

会社全体に影響を及ぼす重要な事項について、慎重かつ多面的な検討を行うため、ビジネスレビュー会議は取締役、常勤監査役、執行役員等により構成され、基本的に毎月1回開催します。その目的は、中長期的な経営の全社的執行について議論し、経営計画の立案及びその進捗フォローを行い、その他経営全般にかかる事項の審議を行うことであり、意思決定と評価を行う機関として位置付けます。

具体的には、予算計画、組織体制、各事業の営業状況、製品開発状況について実務的な検討・評価を行い、各事業の目標・課題等を明確化し、収益性の重視による競争力の強化を通じた成長実現のため、各事業ごとの目標値を中期経営計画として策定し、これに基づく管理を行います。また、取締役会で決定される重要な事項の審議機関としての位置付けを兼ねて運用します。

・内部監査

内部監査の組織については、専任の部門長1名及び担当者3名によって構成される代表取締役直属の内部監査部門を設置し、日常の部門間業務の内部牽制を司る役割を担うものとします。

内部監査部門は、代表取締役に代わり内部監査を実施し、監査結果を代表取締役と監査役に報告し、問題があれば代表取締役の指示を受けて改善命令を出し、改善状況をチェックする体制で運営します。

金融商品取引法に基づく内部統制報告制度においては、内部統制状況の整備及び運用の評価を行い代表取締役に報告します。

また、内部監査部門はその必要に応じ、各業務の責任者に対して業務の改善を勧告し、併せてこれを代表取締役に報告することとします。

・監査役監査

監査役監査の組織については、監査役機能強化のため常勤監査役1名と社外監査役3名を選任し、取締役からの独立性を重視した陣容を整備します。経営及び法令遵守の監視においては、社外から中西藤和氏、弁護士小原望氏、税理士北野敬一氏を招聘し、社外の観点から取締役を監督するとともに、取締役及び従業員へのコンプライアンス重視の意識浸透の中心的役割を果たすよう要請します。

なお、社外監査役の北野敬一氏は税理士の資格保有者であり、財務及び会計に関する相当程度の知識を有する者として専門的な見地から監査を行います。

監査役が適正に職務を遂行するために、会社の経営執行上、重要な事項の審議・判断を行う会議に出席し、意見を述べる機会を確保します。また、内部監査部門が実施する内部監査と連携することにより、業務が適正に執行され法令・定款に反することが行われていないかを確認し、重要な事項に関しては代表取締役に直接勧告できる体制を確保します。

・労務政策

労務政策においては、経営理念やコンプライアンス規程に掲げた理念に立脚した価値観で実施します。「人材を重視し、従業員の成長を通じて、会社の発展と従業員の幸せを一致させる」ことを重視し、企業の成長と従業員の成長の一一致を図ります。

また、従業員を個人として尊重し、その尊厳と価値を認め公正適切な待遇を与えること、国籍、信条、性別、年齢等により合理的根拠のない差別をしてはならないこと、プライバシーの尊重を謳い、能力・意欲に秀でており努力をする人材に対して公平な評価と待遇を行います。

このように、当社の最大の資源は人材であり、すぐれた人材の確保や育成こそ企業の発展の根源であるという考えに立脚し、能力と努力に対して公平な評価と待遇、適材適所での人材活用、人の成長をもたらすとともにやり甲斐のある仕事の提供、そして生き甲斐のある明るい活力のある職場作り等に重点を置いた労務政策を進めます。

[コンプライアンス委員会](委員長:法務責任者、委員構成:事業責任者、本部長、部長のうちから数名を選任する)

コンプライアンス委員会は、企業は法令に基づき存在するという基本原則のもと、企業の倫理的責任として単に法令に適合するだけでなく、倫理や社会道德、良心に反する行動をとらないことが当然の義務であり責任であるということを、社内に浸透せるとともに、役員や従業員に対し、教育研修の実施を通じて、倫理を含めた法令遵守姿勢の徹底を図ります。

内部通報制度に基づく通報情報やその他の事情により、当社の経営に重大な影響を与えるおそれのあるコンプライアンス上の問題が発生した場合や、そのおそれがある場合には、コンプライアンス委員会が問題を審議し、審議結果を代表取締役に報告するとともに、その対策を立案・実施する仕組みを整備します。

[危機管理委員会](委員長:代表取締役、委員構成:法務責任者、財務責任者、その他代表取締役の指名に基づく者)

危機管理委員会は、当社の経営に重大な危機を及ぼす可能性のある事件・事故が発生したときの会社の対応についての協議、決定並びに企業価値を毀損する可能性のある濫用的買収への社内意見の調整、決定を行い、事態の対処にあたることを目的に設置します。(臨時・非常事態発生時設置)

[報酬委員会](委員構成:取締役及び監査役(3名以上でその過半数は社外役員または執行役員を兼務しない取締役であること))

報酬委員会は当社の社内役員2名、社外役員3名で構成され、定められた基準をもとに、取締役・執行役員各々の適切な報酬について検討し、取締役会に答申します。

企業統治に対する考え方と意志決定機関等については以上のとおりで、取締役の少数制、執行役員制度の導入、社外取締役や社外監査役の招聘等、当社に相応しい内部統制システムのもとで、法令遵守、透明性、公平性、スピードを確保しつつ、コーポレート・ガバナンスを常に意識しております。さらに株主重視として、適正な株価の形成や会社のレピュテーション向上のため経営陣自ら率先して広報・IR活動に取り組み、タイムリーディスクロージャーやアカウンタビリティーを果たす体制の整備に努めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

[反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方(基本方針)]

当社は、市民の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力へは、断固とした姿勢で一切関わらず、決して妥協しないことを基本方針とします。

[反社会的勢力排除に向けた整備状況]

当社は、法令はもとより社会的規範及び社内標準等を順守するための具体的な企業行動指針(コンプライアンス規程)を制定しています。この企業行動指針では、反社会的勢力排除に向けて、知財法務部門がその統括部門となり組織全体で対応すること、不当要求、危機管理、緊急事態に対処するための具体的な手順を定めた行動基準(危機管理及び外部対応標準)を実践することを定めており、その順守に努めています。

また、大阪府企業防衛連合協議会など地域の企業防衛対策協議会開催の会合や研修会に参加し、反社会的勢力排除に関する情報交換を行うとともに、所轄警察署等外部専門機関との連携関係を構築し支援を得ています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は監査役制度を採用しており、取締役9名、監査役4名を選任しております。取締役会は経営の基本方針や会社の重要事項の決定及び業務執行状況の監督等を実施し、監査役会は業務執行における社内規定の遵守状況及び適法性を監視しております。

当社は、取締役会において十分に議論を尽くし、的確かつ迅速な意思決定を行うとともに、取締役が担うべき「経営の意思決定及び監督機能」と執行役員が担うべき「業務遂行機能」のそれぞれの責任の分担を明確にするため、執行役員制度を導入しております。また、社外取締役3名（うち2名を独立役員に指定）、社外監査役3名を登用し、取締役会の活性化や業務執行の監督機能の強化、並びに監査役会の機能強化を図っております。

業務監査においては、内部監査部門の主幹により各事業部門の監査を定期的に実施しており、業務執行における社内規定の遵守とコンプライアンスの徹底を図っております。法律上の判断が必要な場合には、顧問弁護士から適宜適切なアドバイスを受けることにより、会社経営における適法性を維持しております。

こうした経営体制のもと、当社の取締役、執行役員、監査役などで構成される「ビジネスレビュー会議」を設置し、各事業部門の詳細な業務執行状況の把握と監視、業績管理を行うとともに、会社情報の一元化と徹底した情報管理に努めております。

当社は、経営の透明性を高めるため、以下に掲げるIRポリシーに基づいて積極的なIR活動を行い、当社グループの事業や経営に関して重要な事項が生じた場合は、これを遅滞なく開示し、ステークホルダーの皆様に対し適時適切な経営状況の報告に努めています。なお、当社における会社情報の適時開示に係る社内体制図は、参考資料をご参照ください。

[IRポリシー]

1. 基本姿勢

当社は、「公平性」「適時性」「正確性」「継続性」に配慮して、経営戦略や財務状態等の会社情報を発信し、経営の「透明性」を高めるとともに、株主・投資家・証券アナリストの皆さまからの当社に対する信頼と適切な評価を得るために、経営者自ら積極的なIR活動に取り組みます。

2. 情報開示の基準

当社は、金融商品取引法、会社法等の諸法令（以下、「法令」）、また当社の株式が上場されている東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示に関する規則」（以下、「適時開示規則」）を順守してディスクロージャーを行います。また、法令並びに適時開示規則に規定される開示基準に該当しない場合でも、株主・投資家・証券アナリストの皆さまの投資判断に影響を与えると考えられる情報や、当社への理解を深めていただく上で有用であると思われる情報は、積極的に開示します。

3. 情報開示の方法

当社は、適時開示規則に定める開示基準に該当する情報、株主・投資家・証券アナリストの皆さまの投資判断に影響を与えると考えられる情報は、適時開示規則に従い東京証券取引所が運用する適時開示情報伝達システム Timely Disclosure network (TDnet) を通じて開示するとともに、速やかに当社のインターネット上に開設するホームページ（以下、「ホームページ」）に掲示します。また、これら以外の情報についても、当社を理解していただく上で有用であると思われる情報は、IR情報誌等の発行、ニュースリリースの配信やホームページへの掲載を通じて情報発信します。

4. 将来の見通しについて

当社が開示する情報の中で、業績予想や将来の予測等に関する記述は、その情報が開示される時点で経営者が入手した情報に基づき判断した予想であり、不確実性や潜在的なリスク（以下、「リスク」）が含まれる場合があります。しかし、結果としての業績等は、変化するさまざまな要因によって予想とは異なることがありますことをご承知おきください。これらのリスクは「事業等のリスク」として開示に努めますのでご参照ください。

5. 投資の判断

当社の開示する情報は、当社に対する理解を深めていただくことを目的としており投資勧誘を目的としたものではありません。投資に関する決定は、ご自身の判断において行なわれるようお願いします。

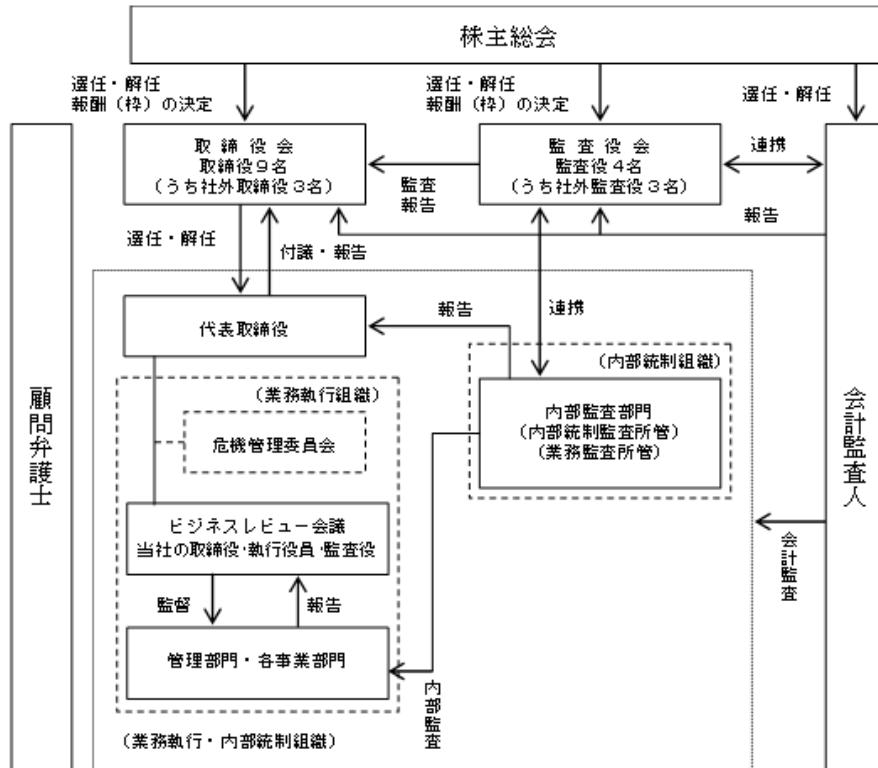
6. 第三者が発行する当社情報への対応

証券アナリストや報道機関、インターネット上のさまざまな情報サイト等の当社以外の第三者が発信する、当社の情報・業績予想等各種情報については、当社はコメントやこれらを支持する立場にはありません。ただし、これらの内容に明らかな誤りが含まれており、当社への信頼と適切な評価が得られないと判断する場合には、その誤りを訂正し正確な情報を伝えるための対応を行います。

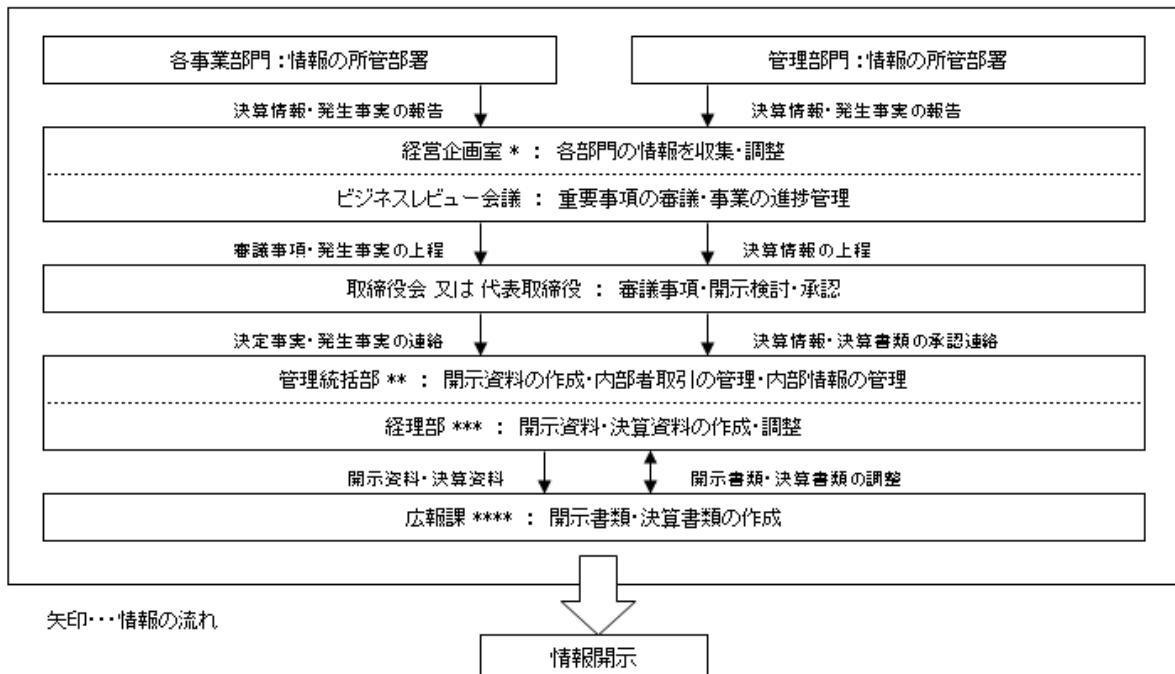
7. IR沈黙期間

当社は、株価に影響を与える決算情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するため、各四半期の決算日含め5営業日前から決算発表日までを沈黙期間と定めます。この期間中は、決算に関連するお問い合わせへのコメントを控えさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いします。ただし、法令や適時開示規則に該当する情報については、沈黙期間中であってもディスクロージャーを行った後、お問い合わせに対応します。

【参考資料：内部統制システムを含むコーポレートガバナンス体制についての模式図】



【参考資料：適時開示に係る社内体制図】



* 経営企画室
代表取締役直属の組織で、専任の室長1名及び担当者4名の人員で構成される。

** 管理統括部
知財法務部・人事総務部・広報部・経理部が所属する。

*** 経理部
管理統括部に所属し、専任の部長1名及び担当者5名の人員で構成される。

**** 広報課
管理統括部 広報部に所属し、専任の課長1名及び担当者3名の人員で構成される。